

名古屋市立高等学校及び生涯学習センターにおける自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付(先着順)について

下記の物件は、受付期間内に先着順により定価(屋外:月額400円、屋内:月額900円)でお貸しします。

先着順のため、申込済み又は契約済みの場合があります。申込みをされる前に、必ず各担当にお電話で確認いただきますようお願いいたします。

申込みを希望される場合は、必ず入札説明書をご確認ください。

受付期間:令和7年3月11日(火)～令和7年3月13日(木)午前9時から午後5時まで(ただし正午から午後1時を除く)。

第1 貸付物件

貸付物件は、次の通りです。なお、詳細は入札物件一覧表(入札案内書13～14ページ)及び(別冊)物件説明書をご確認ください。

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	定価 (月額・円)
教育-8	清涼飲料水	中川生涯学習センター	1階フロア内a (屋内)	1	900
教育-9	清涼飲料水	中川生涯学習センター	1階フロア内b (屋内)	1	900
教育-11	氷菓	南生涯学習センター	1階フロア内c (屋内)	1	900

- 1 申込みは物件番号ごとに行います。複数物件に申込みすることもできます。
- 2 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込み前に設置場所の確認をしてください。
- 3 物件ごとに特記仕様が 있습니다。詳しくはそれぞれの物件別特記仕様書をご参照ください。
- 4 現地説明会は行いません。申込希望の方はご自分で現地確認を行ってください。

第2 申込資格

- 1 申込みできる者は、個人又は法人とします。ただし、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する

場合は、申込みすることができません。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については3か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)
- (5) 指名停止の期間中の者
- (6) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除 に関する取扱要綱」(平成20年2月15日付け19財管第253号)に基づく排除措置を受けている者
- (7) 公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(清涼飲料水)を設置した実績がない者。但し、物件番号教育-11については自動販売機(氷菓)とする。

2 暴力団関係事業者の排除について

名古屋市では、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除措置として、愛知県警察との協議のうえ合意書を締結しており、公有財産の貸付契約についても、契約の相手方が排除対象事業者に該当するか否か、市から愛知県警察に照会します。

このため、申込者全員(法人の場合は、法人の役員等全員を含む)について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を提出していただきます(詳しくは、「第4 先着順貸付」をご参照ください。)。情報の提出に同意いただけない方は、申込みをすることができませんので、ご注意ください。

なお、申込みのために提出された書類等に記載された個人情報、上記照会を含めた事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(抄)」

(平成20年1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)

1 定義

この合意書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員等 暴力団の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 排除措置 4(1)の排除要請に基づき、対象となる法人等を入札等へ参加させない、契約等の相手方としない等の措置をいう。

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員等がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等から、名古屋市が行う契約等において妨害（不法な行為等で、契約等履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けたことを認識していたにもかかわらず、市への報告又は警察への被害届の提出を故意に又は正当な理由がなく行わなかった法人等

第3 自動販売機の設置条件

(別冊の物件説明書をご参照ください。)

1 設置事業者の施設使用形態

- (1) 自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
- (2) 一時貸付けであり、借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。

2 貸付期間

- (1) 貸付期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、令和8年4月1日から4年を限度に、1年を単位として更新できます(最大令和12年3月31日まで)。物件ごとに更新限度を規定している場合があるため、物件別特記仕様書(「(別冊)物件説明書7~46ページ」)をご確認ください。ただし、本市が一時使用物件を必要とする事情が生じた場合には、事前協議のうえ、更新を許可しない、または契約期間途中で契約を終了する場合があります。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望される場合は、毎年度11月末日までに契約担当課まで申し出てください。更新後及び年度途中で契約金額や契約条件の変更はできませんのでご承知おきください。
- (3) 更新も含めた貸付期間終了後は、再度入札を行い、契約の相手方を決定する予定です。

3 機器の設置

機器の設置については、契約後に施設担当課と調整のうえ行ってください。令和7年4月1日から営業開始できなかった場合でも、本市は貸付料の返還やその他補償には一切応じられません。

4 貸付料

屋外は月額400円、屋内は月額900円となります。

5 必要経費

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。
- (2) 光熱水費についても設置事業者の負担とします。設置事業者において計量機器(子メーター)を設置し、それによる実費を、名古屋市が指定する期限までに全額納付してください。ただし、単独引込により給電を行う場合、または、賃貸人との協議により、水道料金を定額制(月額330円。消費税等を含む。)とする場合については、子メーターの設置は必要ありません。
- (3) 電気工事等が必要となる場合の工事の実施及び費用負担は設置事業者の負担とします。

6 設置機器の仕様

共通仕様書及び物件別特記仕様書をご参照ください。

7 利用上の制限

貸付期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (3) その他契約書、物件説明書記載の事項を遵守すること。

8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は、投じた有益費や必要費などがあっても一切名古屋市に請求することができません。

9 物件別特記仕様

物件によって個別の仕様があり、物件別特記仕様書に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、物件別特記仕様書に記載の担当までお問い合わせください。

第4 先着順貸付

受付期間	令和7年3月11日(火)から令和7年3月13日(木)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く)
提出先	生涯学習センター 名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課(名古屋市教育館6階) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目1番4号 電話番号052-950-5045 ※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。 申込みをされる前に、必ず各担当にお電話で確認いただきますようお願いいたします。
必要書類等	(1) 公有財産借受申込書 2月25日に実施いたしました入札に参加された方は公有財産借受申込書の提出のみで受付可能です。市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 個人番号(マイナンバー)の記載がないものをご用意ください。 <法人の場合> 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通 いずれも発行後 3月以内のもの(令和7年3月12日受付の場合、令和6年12月12日以降のもの)で、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) <法人のみ> 法人役員に関する調書 1通 入札案内書28ページに書式があります。市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。 (4) <個人法人いずれも> 入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機(設置する種類のもの)を設置した実績がわかるもの (官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等の写し、民間施設の場合は契約書等の写し。ただし、本市発行の行政財産使用許可書、本市との賃貸借契約書又は本市施設の指定管理者との契約書がある場合は、それらの写しを提出してください。)

	※連名で入札に参加される場合は、連名者全員の実績が必要です。
注意事項	(1) 受付場所へ必要書類をお持ちください。必要書類がそろっていない場合は受付できません。また、提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (2) 受付開始時間の午前9時まで、又はそれ以降、受付場所に同時に同一物件に複数の方の申込みがあったときは、抽選とします。 (3) 先着順のため、すでに受付済みの場合がありますのでご了承ください。また、事情により受付期間途中で受付を終了することもありますのでご了承ください。

第5 契約の締結

- 1 設置事業者には、契約書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結期限は**令和7年3月25日(火)**です。それまでに貸付契約を締結しないとき設置事業者の資格を取り消します。この場合、今後実施される自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加できない可能性があります。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、設置事業者の負担とします。
- 4 貸付契約は、申込者名義で行います。

第6 貸付料の納付

貸付料は契約書に定める期限までに、名古屋市発行の納入通知書により納付してください。

第7 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、貸付月額(入札金額)の6か月分とします。
- 3 契約保証金は、一時使用物件の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの貸付料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

第8 お問い合わせ先

入札案内書裏表紙に記載のとおりです。

問い合わせ件数などの情報は、競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

